

# 鳥取市人権教育推進員（非常勤職員）採用試験受験案内（令和元年度採用分）

令和元年5月1日  
鳥取市総務部人権政策局人権推進課

鳥取市では、鳥取市役所、総合支所及び人権福祉センターに勤務する人権教育推進員（非常勤職員）を次のとおり募集します。

## 1 配置を予定している職種、勤務条件等

- (1) 配置を予定している職種 ……人権教育推進員
- (2) 勤務場所 ……人権推進課（本庁舎）、各総合支所及び人権福祉センター
- (3) 採用予定者数 ……2名程度

## 2 応募条件

次の項目を全て満たす人

- (1) 学校、社会教育施設、企業等で人権研修に関わった経験があり、人権に関する知識と人権感覚を備えた人で、さまざまな人権問題の解決に向けて意欲のある人
- (2) 研修会等の日程によっては、平日の夜間、日曜日、土曜日、祝日の勤務にも対応できる人
- (3) 一定のパソコン操作技能（ワード・エクセルなど）を有する人
- (4) 普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、公用車の使用及び自家用車を公務使用できる人  
※自家用車公務使用の場合、燃料代は規定に基づき支給  
※一定額以上の自動車損害賠償責任保険及び任意保険に入っていること

## 3 業務内容

- (1) 市民への人権に関する講演会や研修会等の企画などを行い、人権を考える機会と人権に関する知識を提供するとともに、研修等での指導・助言などを行い、広く市民に人権尊重意識の普及・高揚を図ること。
- (2) また、企業による自主的な人権に関する研修等の実施促進と研修等での指導・助言などを行い、職場を通じて人権尊重意識の普及・高揚を図ること。

## 4 報酬その他の労働条件

- (1) 任用期間 「採用通知を送付した翌月の1日から令和2年3月31日まで」  
令和2年4月以降は地方公務員制度の改正により、任用形態及び更新等の制度を見直します。
- (2) 報酬（月額） 160,000円（見込）＋通勤距離に応じた加算（上限31,600円）  
※報酬額は平成30年度のものであり、見込み額としています。
- (3) 勤務時間 週29時間
- (4) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償または労災保険
- (5) その他  
・休暇制度（年次有給休暇、特別休暇）を設けています。  
・現在企業等に在職中の場合は、その企業等を退職していただくことになります。  
また、採用後は許可なく他の職（アルバイト等）に従事することはできません。  
・任期更新時に勤務地の変更（異動）を行う場合があります。

## 5 受験できない者

地方公務員法第16条の規定により次のいずれかに該当する人

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮（きんこ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 鳥取市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて地方公務員法第60条～第63条に規定する罪を犯し刑に処された人
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 6 試験日時・場所

申し込みを受け付け次第、日程を調整して実施します。

## 7 試験科目

試験科目	内容
筆記試験	作文 ※800字以内 テーマ「鳥取市人権施策基本方針第2次改訂の内容を踏まえて、市民の人権尊重意識の高揚を図るために、人権教育推進員としてどのように取り組みたいと考えるか」
人物試験	個別面接による口述試験
書類審査	申込書による書類審査（志望動機、資格・免許、経歴など）

## 8 試験申込

- (1) 申込先 〒680-8571 鳥取市尚徳町116

鳥取市総務部人権政策局人権推進課政策推進・啓発係（市役所本庁舎4階）

- (2) 申込方法

本市指定の「鳥取市人権教育推進員(非常勤職員)採用試験申込書(令和元年度採用分)」に必要事項を記入し、鳥取市総務部人権政策局人権推進課政策推進・啓発係まで直接または郵送で提出してください。(添付する顔写真は、カラー、無帽、背景なしでお願いします。)

- ※ 申込書を直接持参される場合は、8時30分から17時15分の間にご来庁ください。ただし、休日は除きます。
- ※ 郵送の場合、封筒の表に「非常勤職員申込書在中」と朱書きしてください。
- ※ 提出書類は返却しませんので、ご了承ください。
- ※ 本試験に関して収集した個人情報については、試験の選考、合格通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

## 9 合格者の決定方法

- (1) 筆記試験、人物試験、書類審査の合計得点の高い順に合格者を決定します。  
但し、各試験科目にはそれぞれ基準点があり、合計得点が基準点に達しない場合は不合格となります。また、各試験科目の得点が基準点を著しく下回った場合、不合格となることもあります。  
なお、試験結果によっては、合格者が採用予定人数に到達しない場合もあります。
- (2) 合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合は、選考試験の得点の高い順から繰り上げて採用することがあります。

## 10 合格者発表

採用試験から2週間以内に文書で通知します。

## 11 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等、写真付きの身分証明証を携帯し、直接開示場所（問い合わせ先）へおいでください。電話、はがき、代理等による請求では開示できません。

## 12 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は受験票を持参し、必ず受付時間内に受付し、係員の指示に従ってください。  
原則として、遅刻者は受験できません。
- (2) 受験の際は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）、時計を必ず持参してください。
- (3) 試験中は携帯電話、スマートフォンなど携帯端末の使用は禁止します。

## 13 問い合わせ先

不明な点等ございましたら鳥取市総務部人権政策局人権推進課政策推進・啓発係（電話：0857-20-3144）までお問い合わせください。